

生垣の管理、手入れ

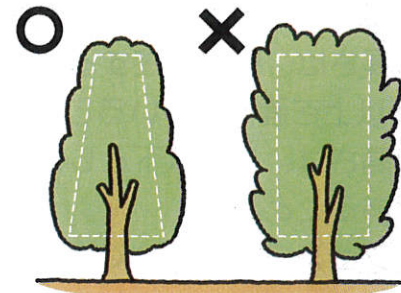
樹木の健全な発育を助長するため、以下のことに気を付けましょう。
なお、補助金交付後、最低5年間は移動、伐採はせずに適切に管理していただきます。
また、樹木が枯れ死した場合は、直ちに補植し、現状を回復してください。

刈り込み

交通の障害や近隣地への侵害がないよう、少なくとも毎年2～3回は行いましょう。

時期は6～7月に1回、10～11月（または翌年の3～4月）に1回が良いでしょう。

枝の伸びが良い先端部分は強めに、伸びが少ない裾の部分は弱めに刈り込むのがコツです。



裾より上方を強く、はしご形に刈り込むと良い。

長方形に刈り込むと、しだいに上方が厚くなってくる。

施肥

年1回、12～2月頃に寒さ越えとして肥料を根元に施し、樹勢を維持しましょう。

但し、枝の伸びが良いときは控えたり、適量を守りましょう。過保護は禁物です。



病虫害の防除

5～9月は特に病気や害虫が発生しやすい時期です。

葉の色や裏側をチェックしたり、害を受けやすい若い芽をこまめに見回るようにしましょう。

予防を兼ねて月3回程度、殺菌剤や殺虫剤を散布しておくのも良いでしょう。

なお、一度かかった病気や害虫は再発しやすく、一網打尽は難しいものです。

申請及び完了の確認に必要な書類等

<申請>

- 申請書類一式
- 設置前の写真
- 見積書の写し
- 印鑑

<完了の確認>

- 実績報告書類一式
- 設置後の写真
- 領収書の写し
- 印鑑

☎329-2192 矢板市本町5番4号
矢板市経済建設部都市整備課
☎(0287)43-6213(直通)

応援します！ 「みどり豊かな街並みづくり」

矢板市緑の街並みづくり促進事業のあらまし



つつじが丘ニュータウン

矢 板 市

事業の目的

都市景観や地域の特性に配慮した個性的で、かつ、緑豊かな潤いのある街並みの形成を促進するため、生垣設置に要する費用の一部を市が助成するものです。

生垣のはたらき

豊かな緑に囲まれた生活とは、どのようなものでしょうか。都市化の進行とともに失われがちな緑ですが、次のような利点があります。

●街にうるおいを与える

四季折々の緑は、美しい景観をつくり、道行く人々の心に憩いと安らぎを与えてくれます。

●街の環境を良くする

植物は空気をきれいにするだけでなく、ちりやほこりを吸収したり、日差しをさえぎったり、さらに騒音や振動を和らげたりします。



●災害を防ぐ

水分を含んだ樹木は燃えにくいので、火災のときに燃え広がるのを防いだり、地震などで倒壊しにくいので、安全な街づくりに役立ちます。

また、雨水を吸収し土砂崩れを防いだり、風をさえぎるなどの利点もあります。



対象となる区域

用途地域に定められている区域及び矢板市建築協定条例に基づく建築協定等、街づくりのためのルールが定められている区域が対象となります。

補助金額

	1メートル当たりの補助金	限度額
ツツジ類（ドウダンツツジを除く）	6,000円	120,000円
ツツジ類以外	4,000円	80,000円

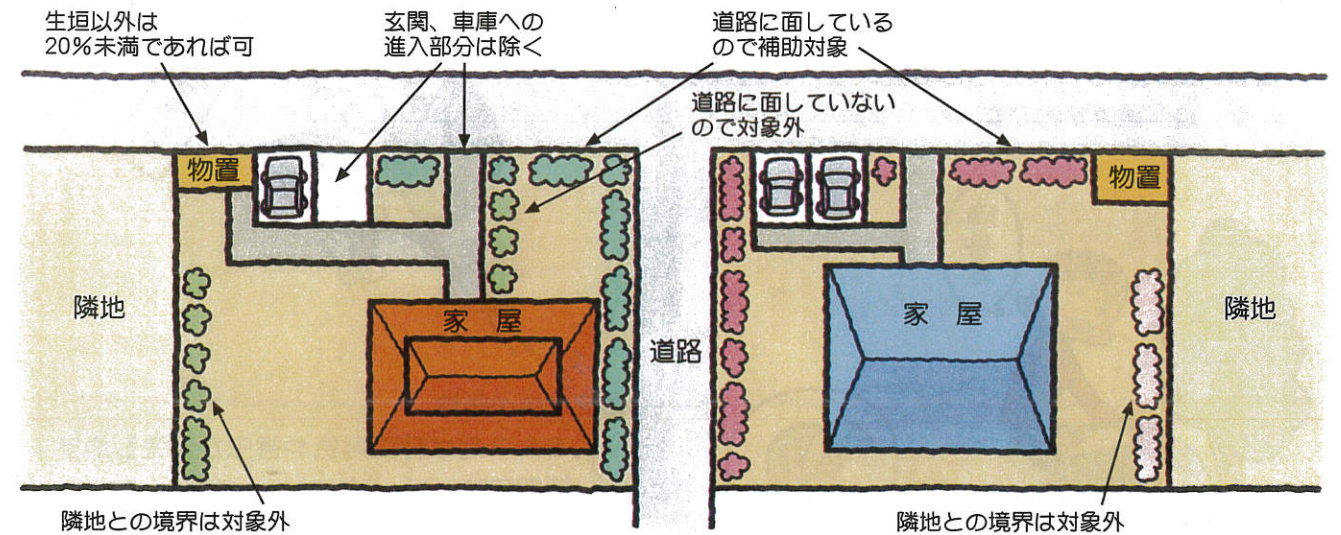
※請求額に端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てとします。
 ※請求額が算定額を下回った場合は、その請求額を補助額とします。
 ※同一敷地内での補助金の交付は、1回限りとします。

対象となる生垣

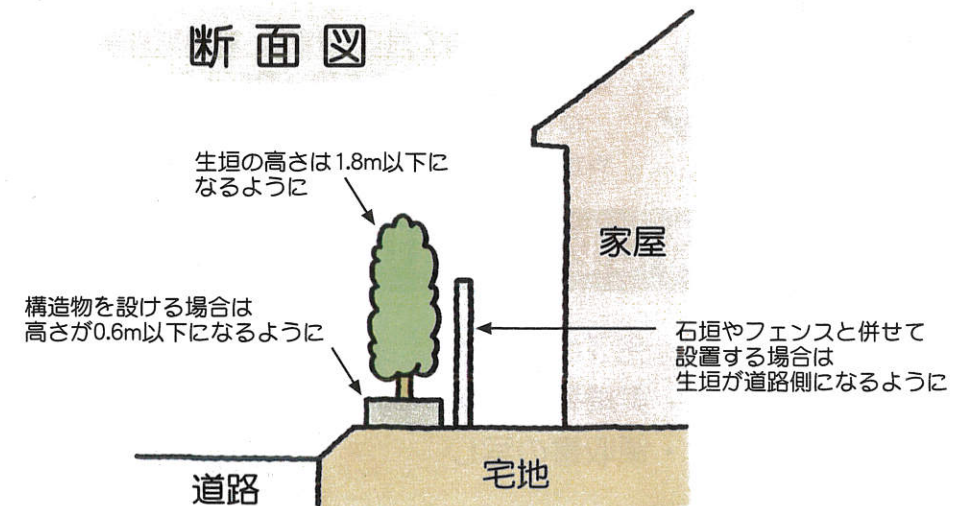
専用住宅の用に供する敷地内の生垣で、次の要件を全て満たしたときに補助金の対象となります。

- ・道路に接する敷地部分に設けられたものであること。
- ・生垣の植栽は、樹木が触れ合う程度とし、樹木の高さは0.5m以上であること。
- ・生垣の長さは、道路に接する敷地部分から玄関、車庫への進入部分を除いた残りの部分の80%以上を確保していること。
- ・生垣の高さは、1.8m以下とし、構造物と一体の生垣とする場合は、構造物の高さが0.6m以下であること。
- ・石垣、フェンス等と併せて設置する場合は、生垣を前面（道路側）に出したものであること。

平面図



断面図



樹木の種類は

- ・ドウダンツツジ
- ・カナメモチ
- ・サザンカ
- ・マサキ
- ・レンギョウ
- ・クリシマツツジ
- ・クルメツツジ
- など

補助金の申請書を提出する前に工事に着手したり、途中でむやみに計画を変更した場合は、補助金を受けることができなくなりますので注意してください。